

令和8年度 地域づくり支援ツール普及・啓発等業務 委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度 地域づくり支援ツール普及・啓発等業務

2 業務の趣旨

兵庫県では、人口減少・高齢化が顕著に進行している多自然地域(※)において、小規模な集落単位での地域づくり、地域資源の維持・管理などが困難となる中、持続可能な地域づくりに取り組むため、県と市町による重層的な地域支援体制のもと、「持続可能な多自然地域づくりプロジェクト」を推進している。

市町による地域コミュニティ施策をベースとし、地域ニーズに応じた地域づくり施策の展開が円滑かつ効果的に実施されるよう、県の広域的・専門的な支援の一つとして市町職員や中間支援組織等の支援者(以下、「支援者」という。)が必要とする有効なツールとして、「集落の将来を考えるサポートツール」を開発し、令和5年度から令和7年度にかけて、下記のツールを策定した。

(1) 令和5年度 集落のワガゴツツール

(2) 令和6年度 支援者が見立てるツール

(3) 令和7年度 集落支援の知恵袋ー集落を支える実践と工夫のナレッジベースー

(以下、上記(1)～(3)のツールを「各ツール」という)

令和8年度にはこれまで策定した各ツールの活用を広く図るための普及啓発業務および各ツールの検証・補正・充実、ならびに今後の地域づくり施策の展開に必要な取組の検討に係る業務を委託する。

※ 市街化区域等の市街地を除く自然豊かな地域

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)

4 委託業務の内容

(1) 各ツールの活用促進に向けた資料作成

各ツールの活用促進に向けた資料及び各ツールの活用にあたっての補足資料及び補足ツール等の作成を行うこと。資料等は、過去の各ツールの活用結果等を踏まえ作成するものし、各ツールの活用シーンに応じて効果的に利用できるものであること。

(2) 各ツールの普及啓発・活用促進のための研修会

各ツールの普及啓発・活用促進のため、効果的な研修会を提案し、実施する。

企画提案に当たっては、以下の点を考慮すること。

- (ア) 内 容：・各ツールの意義、目的、内容および活用方法等について理解できるとともに、具体的に使用するイメージができるようにすること
・参加者が実際にツールを体験できるようにすること
・研修対象者に応じた内容とすること

(イ) 対 象 者：地域支援者(行政職員・多自然地域づくりアドバイザー・その他地域支援者)

(ウ) 時期・場所：県下各地の対象者が参加しやすい設定とすること

(エ) 回 数：5回以上

(オ) そ の 他：研修会は下記の要件のいずれかを満たすものを1回の開催とカウントする。
単に各ツールの説明のみを行い体験を伴わないものは、後述の(4)の提案に含めること。

・受託者の主催によるもの

・県・市町等の主催する会議・研修等と連携して実施するもの

(3) 各ツールの活用に係るサポートの実施

地域支援者等が各ツールを活用する際に必要となる助言等のサポートや、各ツールに関する各種の問い合わせ対応について、企画提案し、実施すること。

(4) 各ツールを活用する者の掘り起こしに向けた取組

各ツールの活用促進に向けて、各ツールの活用意向を示す者又は各ツールを地域支援において活用できる者の掘り起こしを行うこと。それらの者の掘り起こしについては、上記(2)および(3)においては必ず実施することとし、上記(2)および(3)以外の取組を企画提案し、実施すること。

(5) 「集落支援の知恵袋－集落を支える実践と工夫のナレッジベース」の更新・充実
「集落支援の知恵袋－集落を支える実践と工夫のナレッジベース」の更新・充実に向けた、案件収集等の取組を企画提案し、実施すること。

(6) 各ツールの検証・補正

各ツールの有効性の検証を行うこと。各ツールの検証にあたっては、上記(1)～(5)の内容や各ツールの内容に係る県内市町や専門家等へのヒアリング等を受けて、実施すること。上記の内容を受けて、県と協議の上、必要に応じて各ツールの補正を行うこと。

(7) 今後の取組の提案・検討

上記(1)～(6)の取組内容および県との協議を踏まえ、地域ニーズに応じた地域づくり施策の展開が円滑かつ効果的に実施されるような、次年度以降の取組内容を検討・考察すること。

(8) 関係者との意見交換

県やプロジェクトチームのメンバー等との会議(4回程度)や意見交換に参加し、議事録(要約版)をまとめるとともに、上記(1)～(7)の内容を精査すること。

(9) 成果のとりまとめ

作成資料および検討経過や協議内容、参考資料を含む業務報告書を作成すること。

5 仕様の確認

本事業の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県、関係者との連携のもと、円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

6 業務打ち合わせ

本業務に係る打ち合わせについては、業務の進捗状況に応じて、随時実施すること。

7 成果品の提出

成果品は次表によるものとする。

成果品名	内 容	部数等	備 考
報告書	(1) 業務報告書(更新したツールマニュアル等含む) (2) 打ち合わせ簿・議事録 (3) 参考資料 (4) 上記の電子データ(再編可能なデータ)	各1部	

1) 製本上の分冊・合冊については、協議のうえ内容の区分を配慮して行うものとする。

2) 成果品については、別途指示する期日・場所等に提出するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月14日条例第44号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 暴力団の不当介入における通報等

① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係および社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

(4) 事業の履行

受託者は、事業の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者およびひょうご多自然地域づくりネットワーク会議の各プロジェクトチームメンバーと密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等につ

いては、これを遵守しなければならない。

(5) 機密の保持

受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 再委託

受託者は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主体的部分とは、委託事務における総合的な企画および判断並びに業務遂行管理部分をいう。

また、受託者は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲、その必要性および契約金額等（以下「再委託等に関する事項」という。）について記載した書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、受託者は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(7) その他

受託者は、この仕様書に記載のない事項や事業の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこととする。